

新型コロナウイルス感染症への対応について

現状認識

日本国内で感染経路不明の感染者が多くなり、日常生活の中で広がる「市中感染」が現実味を帯びています。本県においても感染者が発表されたものの、今のところ感染経路の調査対応段階で留まっている状況ですが、各地においてイベントが中止になるなど、その対策に予断を許さない状況が続いています。

また、国の専門家会議によれば、イベント等の開催は、主催者がリスクを判断して慎重な対応を求めており、どうしても開催が必要な場合は、感染予防対策の実施等を十分注意して行うこと、リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期することが提言されています。

このような現状認識のもとに、青森県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症への対応策（ガイドライン）を策定し内外に提示したところです。

青森県共同募金会においても、市町村社会福祉協議会内に市町村共同募金委員会が設置されている状況等を踏まえて、青森県社会福祉協議会のガイドラインに準拠して対応をとるものである。

対策案

1. 今後予定している会議・研修会・イベント等について

(1) 感染拡大を防ぐ観点から、参集者の特定の可否に関わらず、令和2年5月末日まで下記の範囲で原則中止又は延期とする。

- ①意思決定が必要でない催しや、意思決定が必要でも書面等対応できる会議・研修
- ②参集人数が概ね10名以上（職員含む）の催し

(2) どうしても開催が必要な場合は、3つの条件（密閉・密集・密接）が重ならないよう以下の対策を講じる。（参集人数に関わらず）

- ①会場入り口には、必ず手指消毒用のアルコールを設置すること
- ②参加者の発熱の確認（体温の計測、または、開催冒頭での口頭確認）
- ③1時間程度に1回以上の換気
- ④参加者個々の距離を2メートル程度あける（席を空ける）
- ⑤グループ討議等は避けること。どうしても必要な時はマスクの着用を義務化

2. 事務局内での感染予防対策等

(1) 職場環境

- ①事務局内は、執務のできる温度を維持しつつも、定期的に換気を行う。
- ②プラザ入口等の消毒液を活用した消毒を促す。

(2) 職員等の対応

- ①職場内では、石鹸による手洗い、消毒アルコール、マスク着用等の励行。
- ②外部の会議等も含め、公私に関わらず極力、不特定多数が集まる場所など、3つの条件が重なる恐れがある場所へは行かないようにすること。
- ③外部から案内等のある会議は、基本的に欠席することとし、どうしても出席する場合は、マスクの着用等感染防止に努めること。
- ④発熱、せき、味覚障害など、新型コロナウイルス感染症に関連する症状を自覚した時は、休暇を取得し、医療機関を受診する前に各保健所に設置している「帰国者、接触者相談センター」に相談し、対応後に上司に報告すること。
- ⑤家族等に感染の疑い、あるいは感染があった場合には、上司に報告し、必要な対応を求めること。
- ⑥連休や長期休暇等で県外、国外に渡航する際には、事前に上司に報告すること。

3. その他の対応

- (1) 上記1と2の対応策について、本会ホームページで公表するほか、市町村共同募金委員会や関係団体に周知する。
- (2) 年度計画で実施予定の各種会議・研修については、この対応策をベースに中止、延期について検討整理し、関係各所に周知する。
- (3) 緊急事態宣言など、国、県等の対策、提言が急変することも想定されることから随時、必要な見直しを行い公表する。

【当面の主な対応】

- (1) 4月17日（金）開催予定の「令和2年度新任職員等研修会」は、6月以降に延期することとし、市町村共同募金委員会に通知する。
- (2) 4月28日（火）開催予定の「令和2年度共同募金助成金交付式」は中止することとし、市町村共同募金委員会及び関係団体に通知する。
- (3) 5月26日（火）開催予定の「第226回理事会」については、6月に日程変更することを基本として、調整していくこととする。
(6月11日（木）開催予定の第207回評議員会の日程調整等も同時に実施)